

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年1月31日

| | |
|---|---|
| 担 | 東京労働局労働基準部監督課 |
| 当 | 監督課長 神子沢 啓司 監察監督官 岡本 信行 【電話：03 (3512) 1612】 |

年末・年始 Safe Work 推進強調期間における 建設現場に対する集中指導の実施結果等について

東京労働局（局長 富田望）は、令和6年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間の取組の一環として、令和6年12月2日から同年12月27日にかけて、東京都内で施工する建設工事562現場に対して安全衛生を中心とした現場指導を実施しましたので、その結果について公表します。

東京労働局では、建設事業者に対して、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策等について、引き続き周知・指導に取り組んでまいります。

なお、石綿対策に係る自治体との合同パトロールについて、令和6年6月及び10月に実施しましたので参考として掲載します。

【実施結果】

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| ● 指導現場数 | 562現場 |
| ● 違反があった現場数 | 353現場 (62.8%) |
| 主な労働安全衛生法違反事項（違反があった現場数に占める割合） | |
| ① 元請事業者の安全衛生管理 | 275現場 (77.9%) |
| ② 墜落・転落防止措置 | 210現場 (59.5%) |
| ③ 型枠支保工の倒壊防止措置 | 43現場 (12.2%) |

建設現場に対する集中指導における法違反の状況

別紙

(1) 違反数および違反率

法違反があった現場数は 353 現場（違反率 62.8%）であった。

このうち、13.9%に相当する 49 現場に対し、労働安全衛生法第 98 条に基づく作業停止及び立入禁止等の行政処分を実施した。

| | 建築 | 土木 | 解体 | その他 | 合計 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 指導現場数 | 474 | 13 | 13 | 62 | 562 |
| 法令違反現場数 | 306 | 5 | 10 | 32 | 353 |
| 違反率 | 64.6% | 38.5% | 76.9% | 51.6% | 62.8% |
| 作業停止等命令現場数 | 45 | 0 | 1 | 3 | 49 |
| 法令違反現場数に対する割合 | 14.7% | 0.0% | 10.0% | 9.4% | 13.9%* |

【※ 49 現場 / 353 現場】

(2) 違反事項別の違反率等（違反率：違反現場数（353 現場）に対する違反事項別現場数の割合）

違反事項別では、「元請事業者の安全衛生管理」の違反率が 77.9%（275 現場）であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置」の違反率が 59.5%（210 現場）であった。

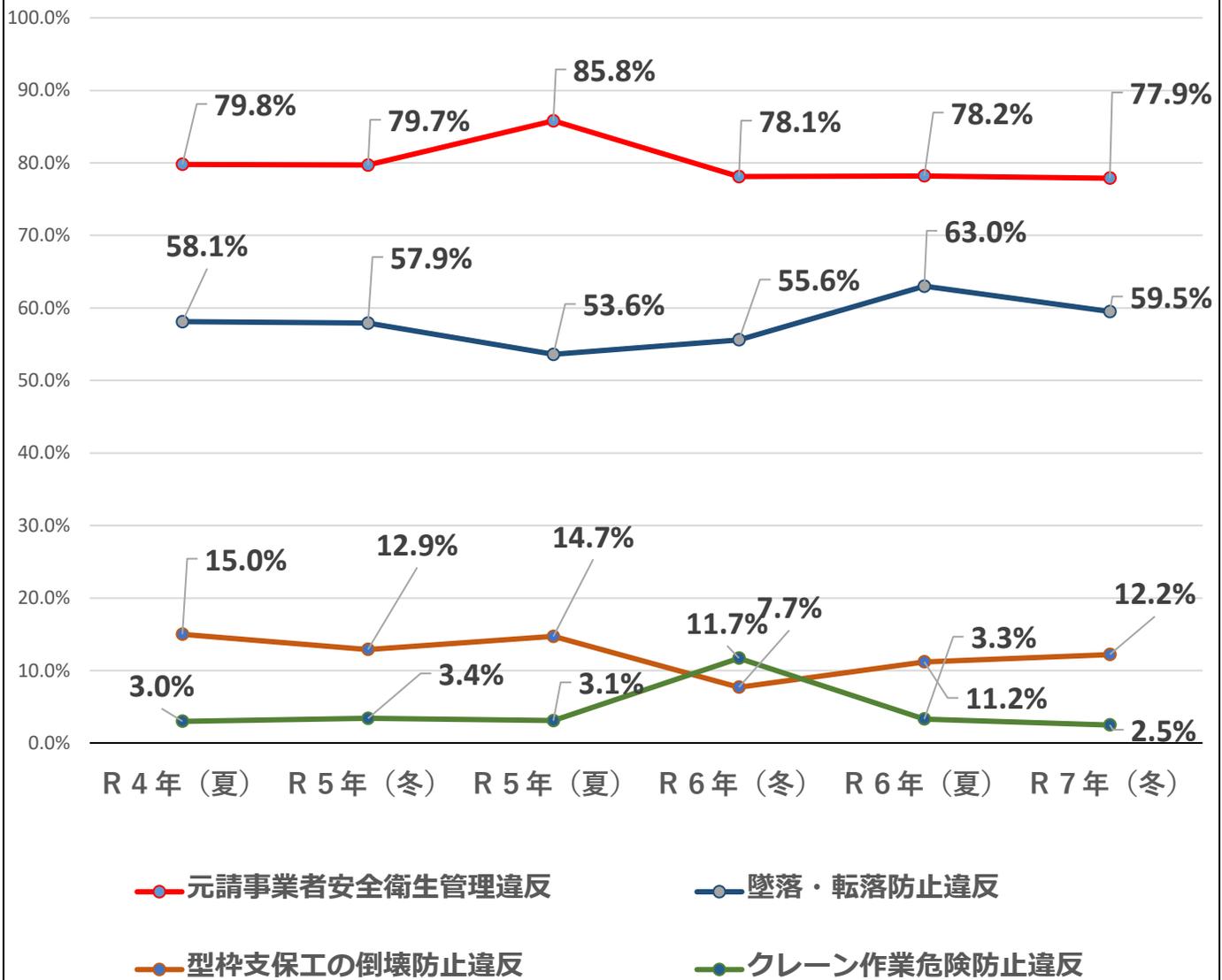
| 違反事項 | 違反現場数 (全体 353 現場) | 主な内容 |
|---|--|--|
| 【元請事業者の安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係 | 275 現場 (77.9%) | <ul style="list-style-type: none"> 下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施（安衛法第 29 条） 下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施（安衛法第 31 条） |
| 【墜落・転落】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係 | 210 現場 (59.5%) うち手すり・さん等が なかった現場…145 現場 | <ul style="list-style-type: none"> 高所作業のための作業床の未設置（安衛則第 518 条） 足場の手すり・さん等の未設置（安衛則第 563 条、第 655 条） 高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置（安衛則第 519 条、第 653 条） |
| 【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係 | 43 現場 (12.2%) | <ul style="list-style-type: none"> 組立図の未作成（安衛則第 240 条） 支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施（安衛則第 242 条） 組立時の立入禁止措置の未実施（安衛則第 245 条） |
| 【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係 | 9 現場 (2.5%) | <ul style="list-style-type: none"> 移動式クレーンの作業方法の未決定（クレーン則第 66 条の 2） 移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施（クレーン則第 74 条の 2） |
| 【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係 | 15 現場 (4.2%) | <ul style="list-style-type: none"> 使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成（安衛則第 155 条） 転倒・転落防止措置の未実施（安衛則 157 条） 運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施（安衛則第 158 条） |
| 【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係 | 11 現場 (3.1%) | <ul style="list-style-type: none"> 研磨作業時の防じんマスクの不使用（粉じん則第 27 条） |
| 【本足場】 本足場の設置関係 (令和 6 年 4 月 1 日より施行) | 2 現場 (0.6%) | <ul style="list-style-type: none"> 本足場の未使用（安衛側第 561 条の 2） 幅 1 メートル以上の箇所に除外事由（※）なく、本足場を設置していないもの（一側足場の設置を含む） ※除外事由：つり足場の使用、障害物の存在、設置場所の状況から本足場の設置が困難 |

※「安衛法」…労働安全衛生法、「安衛則」…労働安全衛生規則、「粉じん則」…粉じん障害防止規則、「クレーン則」…クレーン等安全規則

※「別添」…令和 4 年以降の違反事項別の違反率の推移

集中指導（R4年夏以降）における主要違反事項の違反状況等

違反現場数に対する主要違反事項を認めた現場の割合



| | R4年(夏) | R5年(冬) | R5年(夏) | R6年(冬) | R6年(夏) | R7年(冬) |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 元請事業者安全衛生管理違反 | 79.8% | 79.7% | 85.8% | 78.1% | 78.2% | 77.9% |
| 墜落・転落防止違反 | 58.1% | 57.9% | 53.6% | 55.6% | 63.0% | 59.5% |
| 型枠支保工の倒壊防止違反 | 15.0% | 12.9% | 14.7% | 7.7% | 11.2% | 12.2% |
| クレーン作業危険防止違反 | 3.0% | 3.4% | 3.1% | 11.7% | 3.3% | 2.5% |
| 建設機械作業の危険防止違反 | 3.4% | 4.6% | 4.2% | 4.6% | 4.2% | 4.2% |
| 粉じんばく露防止違反 | 2.4% | 1.7% | 4.2% | 2.8% | 3.7% | 3.1% |
| 本足場の未設置違反 | — | — | — | — | 0.5% | 0.6% |

<参考>

石綿対策に係る合同パトロールの実施結果

石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等の増加が想定される中、解体工事等に伴う石綿飛散の防止など、これまで以上に職場における法令の遵守徹底が重要となることから、令和6年6月及び同年10月、東京都内18か所の監督署では、東京都及び管轄の自治体と合同で石綿対策に係る合同パトロールを実施しましたので公表します。

【実施結果】

(1) 指導現場数 **110現場**

(2) 実施状況

指導を実施した**110現場のうち、**

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ① 事前調査の結果等の報告を行っていた現場数 | 99現場 (90%) |
| ② 石綿含有建材の除去作業があった現場数 | 86現場 (78%) |
| ③ 石綿対策に問題が認められた(※)現場数 | 41現場 (37%) |

※「問題が認められた」とは、

- ・事前調査の結果等の報告（石綿障害防止予防規則（以下「石綿則」という。）第4条の2）、
- ・事前調査の結果の掲示及び備え付け（石綿則第3条8項）、
- ・石綿等作業主任者の氏名等の掲示（安衛則第18条）、
- ・作業計画による作業の記録（石綿則第35条の2）、
- ・負圧除じん装置のフィルター管理

等に関して不備が認められたものである。

なお、指導した現場には、別添2のリーフレットを手交し、石綿則について改めて周知を行った。

担
当

東京労働局労働基準部健康課

健康課長 坂本 直己

主任労働衛生専門官 柳 多賀子

【電話：03(3512)1616】